

岩木川市民ゴルフ場指定管理者募集に係る質問回答書

No.	質問内容	回答
1	<p>現在、市の指定事業は市から特に料金の指示はなく今まで無料で実施して参りました。収支予算書に市の指定事業収入欄がありますが、有料と判断していいのでしょうか。また、料金について提示をお願いします。</p>	<p>指定事業については、参加者から参加料を徴収することは可能です。参加料は、事業内容が決まった後に市と協議して決定することとなります。なお、徴収した参加料は市の歳入となります。</p>
2	<p>他施設では一部予約制で抽選により利用許可を与えるという利用調整をしているようですが、市民ゴルフ場は予約制ではなく、利用者は直接受付で許可を受けた後に順次利用するため利用調整はしていません。この設問は混雑等を考慮して利用調整を実施できるということで理解していいのでしょうか。ご教示をお願いします。</p>	<p>申請書様式4号事業計画書3(1)ウの利用調整につきましては、ゴルフコースの専用利用希望があった際の調整及び共用利用における利用者の整理を意味しています。</p> <p>混雑等の対応につきましては、弘前市都市公園条例第4条第2項及び同条例第30条第1項第2号に基づき、ゴルフコースを使用しようとする者に対して、施設の使用を一時停止し、混雑が解消された後に使用を再開させるなど、利用調整を実施することは可能です。</p>